

常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は財団法人日本科学技術振興財団（以下「財団」という）の、寄付行為第25条に基づき、常勤役員の報酬に関する基本的事項を定める。

- 2 この規程に定めのあるもの以外の事項については、法令及び寄付行為あるいは理事会の決議に従うものとする。

(常勤役員)

第2条 この規程で常勤役員とは、寄付行為の定めにより評議員会で選任された理事及び監事のうち、理事会において有給承認の議決を得た常勤役員をいう。

(報酬の構成)

第3条 常勤役員の報酬は年俸制とし、これを月額報酬と賞与に分割して支払うものとする。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、世間水準及び経営内容、職員給与等とのバランスを考慮して会長が理事会の委任を受けて決定する。

(報酬の基準)

第5条 常勤役員の報酬は、次に掲げる区分により役位別に定める額を基準とする。ただし、年俸は21,000千円を最高限度額とする。

| 役位別 | 年俸 | 月額報酬 | 年間賞与 |
|------|-------------------|---------|---------|
| 会長 | 16,000千円～21,000千円 | 年俸の1/15 | 年俸の3/15 |
| 副会長 | | | |
| 専務理事 | 15,000千円～20,000千円 | | |
| 常務理事 | 11,000千円～16,000千円 | | |
| 理事 | 8,000千円～13,000千円 | | |

- 2 常勤役員の賞与は月額報酬の3カ月分を基準とする。ただし、財団の業績に応じて臨時に賞与の支給率を改定することがある。
- 3 退職慰労金の基準ならびに決定方法は、別に定める常勤役員退職慰労金に関する内規による。

(支払方法)

第6条 常勤役員の報酬は、職員給与の支給日に支給する。ただし、支給日当日が休日の場合は、前日に繰上げ支給する。

- 2 関係機関からの派遣役員の報酬支払方法は、派遣元と派遣先双方において、その都度協議して決定する。
- 3 常勤役員が、月の途中で就任又は退任する場合の年俸は、月割り計算によりこれを支給する。ただし、1カ月に満たない期間については1カ月に切上げる。

(通勤費の取扱い)

第7条 通勤の実態に応じて実費を支給する。

- 2 常勤役員にはグリーン車の利用を認める。ただし、新幹線グリーン車利用は認めない。

(報酬の改訂)

第8条 役員報酬に対しては、定期昇給は行わない。ただし、職員給与がベースアップされるに伴って、役員報酬との間に著しい不均衡が生じるような場合には、職員給与のベースアップ時期に合わせて、役員報酬の増額改訂及び限度額の見直しを行うことがある。

(減額措置)

第9条 常勤役員の報酬については、業績その他の理由により必要に応じて減額の措置をとることができる。

付則 平成14年11月15日施行
平成16年 7月26日改定